

IP通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第52条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1～16 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第52条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1～16 (略)</p>
<p>17 IP通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>17 IP通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4)その他</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 加入電話等設備に係るもの</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p>	<p>(4)その他</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 加入電話等設備に係るもの</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p>

(ウ) 特定協定事業者のうち携帯電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(工) (略)

ウ～ケ (略)

18 (略)

(ウ) 特定協定事業者のうち携帯電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ		
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(工) (略)

ウ～ケ (略)

18 (略)

[附 則 \(令和8年2月24日 CAS1サ第000400010181-01号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。](#)

[3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。](#)